



新年おめでとうございます。



昨年末、政府が生活扶助を引き下げる方針を示しました。驚きました。2013年から3年かけて生活扶助を大幅に削減し、全国で裁判が提起され審理されている中で更に引き下げるといったものだったからです。生活保護世帯の子どもが大学等に進学すると「世帯分離」され、その子どもの保護費が打ち切られる(も光熱費も住宅扶助費も出なくなる)ため、一般世帯の大学等進学率が73.2%であるのに対し、生活保護世帯の大学等進学率はわずか36%と半分以下です。今回の引き下げは、特に子どものいる世帯、高齢世帯が狙い打ちされており、政府が進める教育無償化など子どもの貧困対策と矛盾しています。政府はさまざまな防衛装備を米国から言い値で買う一方で、日本でもっとも支援を必要とする低所得者、生活保護受給者の暮らしを圧迫しています。貧困をなくすため、貧困問題と平和問題を一緒に取り組んでいきたいと思えます。

代表 弁護士 秋田智佳子

まちかど生活相談会・年末年越し相談会報告

例年どおり、自殺予防週間前の9月5日、6日、広島弁護士会主催、反貧困ネットワーク広島共催で、「くらしとこころの相談会」を開催しました。直前に、相談会場であるエールエール地下広場の利用予約が出来ていなかったことが判明し、開催が危ぶまれる事態になりましたが、スタッフによる緊急対応が迅速に行われ、5日は地下広場で、6日は広島弁護士会館2階の大会議室及び各相談室を利用して無事開催することができました。

その結果、合計134件の相談がありました。突然の会場変更にも関わらず、2日目もそれなりの相談件数があったので、たまには会場を変更してみるのも良いかもしれないという意見まで出たほどです。12月12日13日には、同じく地下広場で、反貧困ネットワーク主催で「年末年越し相談会」を開催しました。中国新聞での記事掲載だけでなく、NHKやRCCの取材もあり、テレビで相談会開催についてのニュースが流れるなど、報道が充実したためか、2日間で合計174件の相談がありました。地下広場はととても冷え込み、インフルエンザが治ったばかりのスタッフはととても辛そうでしたが、みんなで励ましあいながら頑張りました。ところで、相

談会翌日の14日にNHK「クローズアップ現代+」で放送された「アラフォー・クライシス」という番組を御覧になられましたでしょうか。世代ごとの会社員の月収を5年前と比較する調査で、どの世代も軒並み上昇していたにもかかわらず、35歳から44歳のアラフォー世代の給与だけがダウンしており、40代前半では、ひと月2万3,000円も下がっているそうです。就職氷河期に就職した世代が、今、アラフォーを迎え、非正規でも正社員でも収入が低迷しています。有識者は「新卒の時点で、チャンスをいったん逃してしまうと、なかなか取り返すのが難しい。学校卒業直後だけでなく、その後、継続して困難な状況が続く。「能力開発を受けないと、キャリアアップが難しい。本人の努力も影響するけれど、同時に機会の違いの影響も強い。」と指摘しています。日本の世代別の労働人口では、35歳から44歳までのアラフォー世代が最も多く、労働の中核を担っているにも関わらず、そのうち383万人が非正規雇用で能力開発も遅れており、雇用は不安定で収入も増えないのです。こうした現状で新たに指摘されているのが「7040問題」です。7040とは、70代の親と40代の

子どもが同居生活を送ること。親は70代で年金頼み、子は40代になっても稼げない。中には、親の介護に追われ、共倒れしかねないケースも出てきています。社会学者の山田昌弘教授は「世帯を分離すれば『貧困』ですけど、日本って世帯主義なんですよ。世帯主が親で収入が高いと、そこで扶養されているのは、10歳の子であろうと、40歳の子であろうと同一にみなされます。親が亡くなったとき、残された子は、どう生活していけるか、辺に落ちてしまう可能性が高まってきている。」と隠された貧困について言及していました。そういう私も就職氷河期世代です。12月相談会で60代後半の女性から「保証人なしに家を借りることができないか」という相談を受けました。事情を詳しく聞いてみると、43歳の娘は結婚もせず派遣社員としての職も失った、42歳の息子は勤務先が倒産した、父親である夫は年齢を理由に子どもに対し「自立して実家を出ていけ」と迫る、家さえ借りられたら娘息子が心配なので自分も一緒に住もうと思う、しかし保証人が確保できないとのことでした。そして、私に対し「娘があなたのようにきちんとした仕事を持っていれば結婚なんて言わなくて済むのに」と言いました。40代にもなれば結婚も経済的自立も出来て当然だと考える親世代とアラフォー世代の現実にある認識のギャップや未だに女性は結婚しなければ食べていけないという現状や、子どもの問題と自分の問

題を切り分けて考えることのできない母子の共依存、世帯主義や保証人制度による弊害など、単なる「家が借りられない」という相談にしては複雑すぎる背景事情に深くため息をつきました。(T)

相談会集計

・9月相談会集計

5日 面談 78件 電話 6件 84件

6日 面談 42件 電話 8件 49件

合計 面談120件 電話14件 134件

(相談内容)生活苦9人、生活保護3人、借金16人、労働10人、住まい1人、虐待3人、ゴミ屋敷1人、こころ11人、医療8人、年金5人、近隣問題6人、身内問題4人、民事5人、税金1人、相続15人、損害賠償7人、離婚10人、その他の家事4人、後見3人、賃貸借2人、貸金3人

(性別) 男性47、女性78、不明9

(年代)20代2人、30代7人、40代7人、50代24人、60代33人、70

代21人、80代4人、不明36人

・12月相談会集計

12日 面談 64件 電話 7件 71件

13日 面談 83件 電話 20件 103件

合計 面談147件 電話 27件 174件

(相談内容)生活苦30人、生活保護15人、借金24人、労働12人、年金9人、住まい2人、こころ4人、相続17人、損害賠償3人、離婚12人、その他の家事4人、後見4人、賃貸借9人、貸金6人、税金7人、近隣問題4件、消費者トラブル8件、身内問題3人、医療1人、建築・境界3人、

(性別) 男性71、女性99、不明4

(年代)20代5人、30代9人、40代30人、50代29人、60代34人、70代26人、80代13人、不明28人

シェルター卒業生からの手紙「反貧困ネットワーク広島の活動に救われました」

仕事のために、福山に来ました。彼女も福山にいたからです。仕事を探し、結婚をしました。子供が生まれました。子供が3歳ぐらいになった時に、子供のころからのてんかんが再発したため、働けなくなりました。一年近く相手の母親と彼女に面倒を見てもらったけど、ある日、これ以上は面倒を見られないといわれました。お世話になった家を出て、何となく広島に来ました。地元に戻るあてもなく、広島に来て、お金があるときは、ネットカフェで2週間ぐらい泊まりました。お金が無くなり、食べ物も食べられなくなりました。ある日、広島駅で知らないおばあちゃんに声をかけられました。「毎日おるけど、どうしたんや」と聞かれ、説明をしたら、毎日ご飯を食べさせてくれました。そのおばあちゃんに「福祉事務所に行ってみたら」と言われ、行きました。手続きをして、反貧困ネットワーク広島を紹介されました。シェルターに入れた時にはうれしかったです。あったかいお風呂に入れました。想像していたのは共同部屋だったのですが、行ってみると、一人

部屋で、家具家電などがついているのがびっくりしました。

いま、私は35歳です。生活保護をもらうようになって今年で3年になりました。シェルターを出た後は、一年ちょっとは家に閉じこもる生活だったのですが、ある日、会報が家に届いて、反貧困ネットワークの生活相談会をちょっと覗いてみようかなと思い、行ってみました。すると、「ほっとサロンにおいで」と言われたり、「生健会に入らない?」と言われて、いろんな活動に参加するようになりました。2017年の5月からは作業所で働いています。そのおかげで毎日の生活が規則正しくできるようになりました。仕事をするのが楽しいです。自分で今の作業所があっていると思います。

これからは、今の作業所に通い続けていきたいし、この活動を続けて、すこしでも多くの人を助けたいと思います。(H・Y)

抱撲訪問記

昨年9月21日（月）日帰りでNPO法人「抱撲」に2人で視察に行ってきました。視察の目的はいくつかありますが、重要なこととしては、①就労支援の実態②シェルターをでた後の利用者のアフターケアをどのようにやっているかという2点を重点にしていました。



抱撲は1988年、「北九州越冬実行委員会」として発足、ホームレス支援活動や、貧困問題の対処を行ってきたということです。2014年7月

からNPO法人「抱撲」と名称を変え、現在に至っています。抱撲は「ひとりの路上死も出さない」「ひとりでも多く、一日でも早く、路上からの脱出を」「ホームレスを生まない社会を創造する」を目標として活動しています。抱撲では、たくさんの貧困対策事業、雇用対策事業などが行われています。今回の視察で、私たちが特に重視したのは①相談支援事業②シェルター事業③就労支援事業④障がい福祉事業です。

①相談支援事業は、シェルターを利用していない人ももちろんですが、シェルターを出た人を対象にアフターフォローを行っているということが特徴です。6人ほどでチームを作って、シェルターを出た人たちが今どのような生活をしているかを3

か月ごとに電話や訪問などで確認し、必要であれば支援を行うというものでした。②シェルター事業では私たちが訪問した「自立支援センター」が私たち反貧困ネットワーク広島に行っているシェルター事業と同じことをおこなっていました。自立支援センターは、3階建ての建物で、2階、3階は共同住居となっており、約40人が入居できることでした。③就労支援については、自立支援センターの1階にハローワークの求人票が張られており、ハローワークの職員が常駐して、求人相談に応じる体制ができていました。④障害福祉事業は、多機能型事業所（B型・生活訓練）の施設があり、障がいのある方を支援する体制が整っていました。

今回、抱撲を視察して思ったのは、家を失った方を支援する体制が切れ目なく整っているということです。まず始めに、ホームレスの方を受け入れるシェルターがあり、居宅確保後は3か月に一回のアフターフォロー、そして、自立に向けての就労支援事業もしくは障がいのある方（抱撲のシェルターを利用した方の6割～7割が何らかの障がいの正式診断を受けているとのことです）には作業所で生活リズムを調整したり、生きがいの持てる就労の場が用意されています。

抱撲の運動を、そのまま私たちの運動に適用できるかということ、疑問点もありますが、アフターフォローの事業や障がいのある方への視点は学ぶべき点が大いにあるのではないかと思います。（Y）

今後の相談会の予定（いずれも会場は広島駅南口地下広場、時間10：00～17：00）

2018年 3月27日（火）・28日（水）暮らしとこころの相談会（弁護士会主催）

2018年 6月12日（火）・13日（水）まちかど生活相談会（反貧困ネット主催）

2018年 9月11日（火）・12日（水）暮らしとこころの相談会（弁護士会主催）

2018年12月11日（火）・12日（水）年末年越し相談会（反貧困ネット主催）

シェルター開設をした2009年5月以降の、シェルター12室利用者のべ人数（2017年12月15日現在）

年代	男性	女性	合計
10代	7	15	22
20代	87	46	133
30代	171	44	215
40代	200	58	258
50代	170	42	212
60代	114	28	142
70代	37	11	48
80代	6	4	10
不明	16	26	42
合計	808	274	1082

NPO法人 反貧困ネットワーク広島 事務局 相談専用電話

広島市中区東白島14-15NTTクレド白島ビル7階 090-4890-1579

広島総合法律会計事務所内 平日10:00～17:00

電話:082-227-8181 FAX:082-227-1200



単身991名夫婦31名親子60名

「生活扶助基準の引き下げを許さない緊急声明」

平成29年12月28日

私たちは、日夜生活困窮者の相談をうける立場として、政府が進めつつある生活扶助基準（生活保護の生活費の基準）の引き下げに強く反対いたします。私たちは、広島市内で貧困問題に取り組む団体として、生活に困窮された方が生活保護などの社会保障制度を利用するにあたっての相談・支援や、「住まい」を失った方への緊急一時宿泊所（シェルター）の提供、社会的に孤立しがちな方々を対象とした「居場所作り」となどの活動をおこなっています。

2009年5月のシェルター運営開始以降、これまでに、1082人のホームレス状態の方がシェルターを利用されました。また、景気回復といわれる中でも、生活にお困りの方から寄せられる面談・電話・メール等での相談が続いています。

厚生労働省は、2017年12月8日の第35回社会保障審議会生活保護基準部会（以下「同部会」といいます）において、2018年度から食費や光熱費などに充てる「生活扶助」を最大1割程度、引き下げる方針を示しました。この大幅削減案に対する批判が各方面から出されたため、同省は、同月18日になって、2018年10月から3年かけて3段階で最大5%の減額にとどめ、最終的に年間で約160億円減らすと方針を変更しました。しかし、上記方針は、2004年からの老齢加算の段階的廃止、史上最大であった2013年から2015年まで行われた前代未聞の生活扶助基準の大幅な削減（平均6.5%、最大10%）、2015年からの住宅扶助基準・冬季加算の削減に引き続くものであり、2014年4月からの消費税8%、物価上昇や円安の影響による食料品、灯油代等の値上げもあいまって、生活保護受給者は、これ以上切り詰めるどころが無いほどに追い詰められています。

今回の引き下げの考え方は、生活保護基準を第1・十分位層（所得階層を10に分けた下位10%の階層）の消費水準、つまり、より低い方に合わせるといえるものです。しかし、日本では、生活保護への抵抗感などから、生活保護の捕捉率（生活保護を利用する要件を満たす人のうち実際に利用している人が占める割合）が2割以下といわれ、第1・十分位層の中には、生活保護基準以下の生活を余儀なくされている人たちが多数存在します。この層を比較対象とすれば、当然生活保護基準の方が高いという結果になり、生活保護基準は際限なく引き下げられることとなります。

生活保護基準は、憲法25条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」の基準です。生活保護受給者の生活実態を見ることなく、生活保護の補足率の低さを棚上げにした上記第1・十分位との比較という数字合わせのごとき理屈をもって基準を引き下げるとは、およそ憲法25条の趣旨に反するものです。

加えて、生活保護基準の切り下げは、生活保護受給者のみにかかわる問題ではありません。生活保護基準は、ナショナルミニマム（国民生活の最低水準）であり、最低賃金、住民税非課税基準、就学援助の給付対象基準などの多様な低所得者施策と連動しています。生活保護基準の引き下げは、生活保護を利用していない市民にも大きな影響を及ぼすのです。

貧困家庭の子育てを更に困難にする生活保護基準の引き下げの方針に抗議し、その撤回を求めます。